

【令和8年度版】 上越市まちなか居住推進事業補助金 (高田地区)

- 交付申請受付 令和8年4月1日(水曜日)～
予算に達し次第、受付を終了します。
- 応募・問合せ先 各ページの「問合せ先」までご連絡ください。

(注) モデル地区での支援制度の取組は終了しました。

今後、支援制度の見直しにより内容が変更になる場合があります。

雁木通りの街なみ形成支援については、事業実施の前年度の5月31日までに市への事業要望が必要であるため、令和9年度に事業の実施を検討している方は、お早めに都市整備課までご連絡ください。



上越市 まちなか居住推進事業事務局

(都市整備課、総合政策課、産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室、建築住宅課)

目次

○ 補助対象区域	2
○ 各種補助金制度	
✓ 空き家の片付け支援	3
✓ 空き家の購入支援	5
✓ お試し居住家賃支援	7
✓ 空き家の賃貸用リフォーム支援	9
✓ 空き店舗等の利活用支援	11
✓ 町家のリフォーム支援	13
✓ 町家の建替え支援	15
✓ 雁木通りの街なみ形成支援	17

補助対象区域

次のいずれにも該当する区域が対象です。

- 上越市立地適正化計画に定める誘導重点区域内の町内会のうち、市長が認定した町内会の区域（＝まちなか居住推進地区）※

（雁木通りの街なみ形成支援のみ）

- 上越市景観条例第10条に基づく景観づくり重点区域その他景観に関する法令に基づく地区指定等が行われている区域（見込み含む）
- 上越市雁木整備事業補助金交付要綱第2条第1項の規定により雁木の保存・活用地域として指定された区域



※まちなか居住推進地区（令和8年4月1日現在）

大町五丁目、南本町三丁目

※誘導重点区域内で、まちなか居住推進地区以外の町内会（補助を受けるには、まちなか居住推進地区の認定が必要になります。）

北本町一丁目、東本町一・二丁目、西城町三・四丁目、仲町一～六丁目、本町一～七丁目、大町一～四丁目、大手町

まちなか居住推進事業補助金 (空き家の片付け支援)

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

居住可能な空き家の利活用を推進するため、空き家の家財道具の処分等に要する経費の一部を支援します。

対象者

次の条件を全て満たす人又は団体

- 補助対象区域内に空き家を所有（予定含む）していること
- 市税を完納していること

補助対象経費

① 家財道具の処分及び搬出に要する経費

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けた者で、市内に本社（個人事業主の場合は主たる事業所）を有する者が請け負うものに限る。

② ①の処分及び搬出に伴う屋内清掃に要する経費

※市内に本社（個人事業主の場合は主たる事業所）を有する者が請け負うものに限る。

補助額、補助率

- ・ 補助対象経費の1/2（1,000円未満の端数は切り捨て。上限20万円）

必要書類

- ・ 補助金交付申請書（第1号様式）
- ・ 補助対象経費の見積書の写し
- ・ 作業実施前の各部屋の写真 など

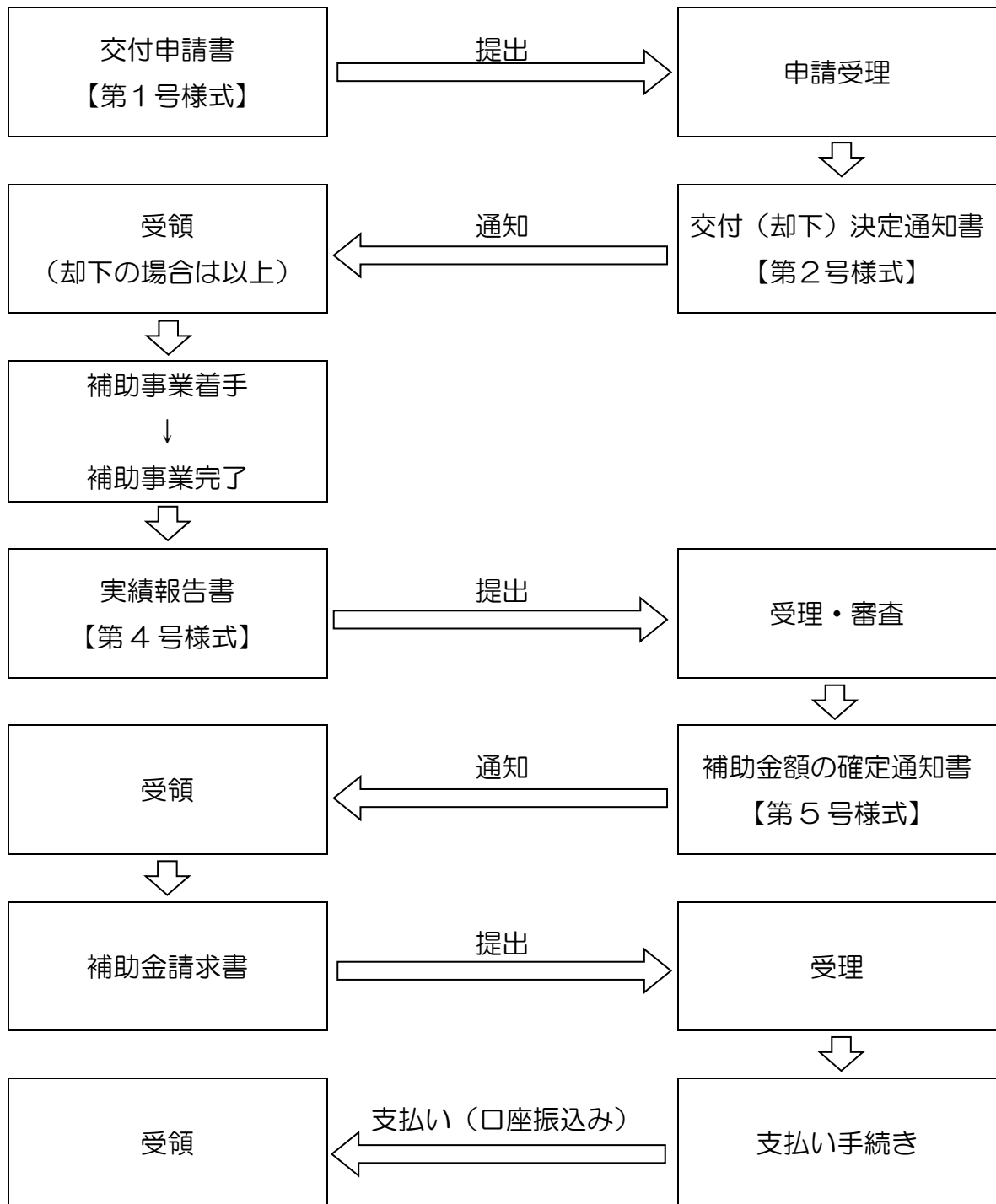
留意いただくこと

- ・ 空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されている空き家が対象です。
- ・ 事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・ 補助金の交付は、一の空き家につき1回を限度とします。
- ・ 「上越市空き家活用のための家財道具等処分費補助金」との併用はできません。
- ・ 詳細は、交付要綱をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

申請者

市長



まちなか居住推進事業補助金

(空き家の購入支援)

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

若者や子育て世帯のまちなか居住を推進するため、空き家の購入に要する経費の一部を支援します。

対象者

次の条件を全て満たす人

- 自己居住用として空き家を購入し、誘導重点区域外又は賃貸住宅から当該空き家へ住民票を異動する予定であること
- 満40歳未満の人がいる世帯又は子育て世帯※であること
※満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子と同居している世帯又は妊娠している人がいる世帯
- 市税を完納していること
- 補助金交付後、10年以上居住する意思を有すること
- 町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること

補助対象経費

- ・ 空き家及び空き家に付随する土地の購入に要する経費

補助額、補助率

- ・ 補助対象経費の1/2
(1,000円未満の端数は切り捨て。上限100万円)
※¹ 子育て世帯の場合は1/2(上限130万円)
※² 子育て世帯又は移住者の場合は、空き家購入にかかる対象経費から補助金額を差し引いた額の1/2を超えない額の加算あり※

※まちなか居住推進事業補助金(町家のリフォーム支援)等を併用する場合、加算の上限額があるため、市へお問い合わせください。

必要書類

- ・ 補助金交付申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)
- ・ 申請者及び世帯員の戸籍の附票の写し
- ・ 補助対象経費を確認することができる書類(見積書等)の写し など

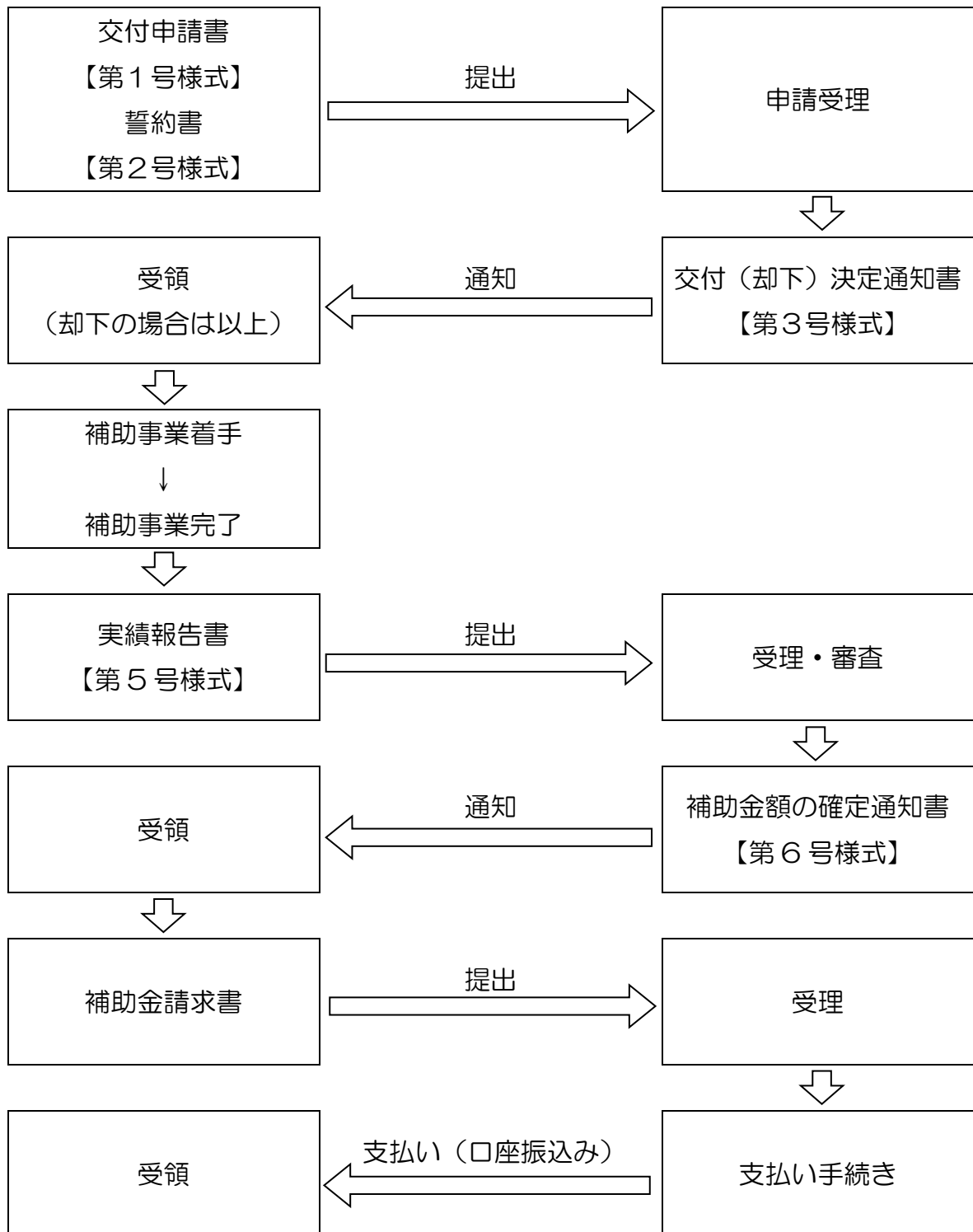
留意いただくこと

- ・ 空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されている空き家が対象です。
- ・ 売買契約前に申請を行い、交付決定を受けてから契約締結してください。
- ・ 補助金の交付は、一の補助対象者につき1回を限度とします。
- ・ 「上越市移住定住応援住宅取得費補助金」との併用はできません。
- ・ 詳細は、交付要綱をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

申請者

市長



まちなか居住推進事業補助金 (お試し居住家賃支援)

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

まちなかの生活や地域コミュニティを気軽に体験できるよう、町家等の賃貸住宅にお試しで居住するための家賃の一部を支援します。

対象者

次の条件を全て満たす人

- 補助対象区域内の賃貸住宅を賃貸すること
- 市税を完納していること
- 単身世帯以外の世帯に属する人にとっては、主としてその世帯の生計を維持していること
- 他の公的制度による家賃助成について、期間を重複して受けていないこと
- 町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること
- 市が実施する施策に関する調査等に協力する意思を有すること

補助対象経費

- ・ 居住している賃貸住宅の月額家賃から勤務先より支給される住居手当等及び管理費、共益費等を除いた額

補助額、補助率

- ・ 1月につき補助対象経費の1/2(1,000円未満の端数は切り捨て。上限2万円)

必要書類

- ・ 補助金交付申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)
- ・ 賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
- ・ 住居手当等の額が分かる書類 など

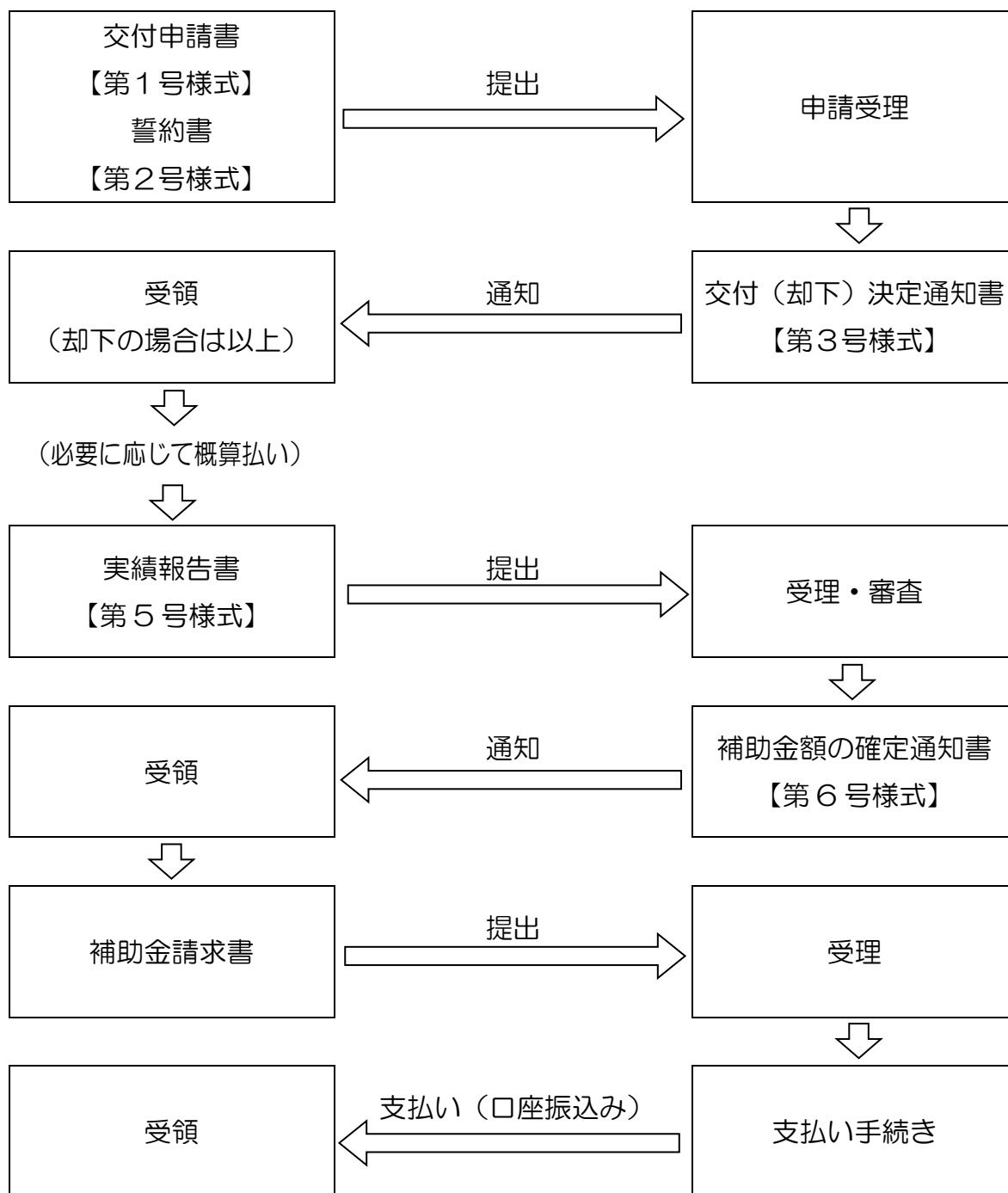
留意いただくこと

- ・ 賃貸住宅は、空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されている住宅が対象です。(アパート、マンション等の集合住宅は対象外)
- ・ 補助金の交付は、1年間を限度とします。
- ・ 詳細は、交付要綱をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

申請者

市長



まちなか居住推進事業補助金

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

（空き家の賃貸用リフォーム支援）

まちなかの空き家を賃貸物件として活用するためのリフォーム工事に要する経費の一部を支援します。

対象者

次の条件を全て満たす人又は団体

- 補助対象区域内の空き家（集合住宅は除く）を所有していること
- 市税を完納していること
- 補助金交付後、10年以上賃貸物件として活用する意思を有すること

補助対象経費

- ・ 施工業者に発注して実施するリフォーム工事のうち、費用が50万円以上のもので次の各号のいずれかに該当する工事
 - (1) 必須工事 耐震補強工事 又は 防火・耐火工事
 - (2) 任意工事 次に掲げる工事のうち、必須工事とあわせて実施する工事
 - ㊦ 空き家の一部の改築、増築又は減築工事
 - ㊧ 外壁工事、屋根工事、空き家の耐久性を高める工事
 - ㊨ バリアフリー化、床暖房等、空き家の居住性を良好にするための工事
 - ㊩ ユニットバス、トイレ等の設置等、空き家の衛生上必要な工事
 - ㊪ その他市長が必要と認める工事

補助額、補助率

- ・ 補助対象経費の1/2（1,000円未満の端数は切り捨て）
- ・ 町家は上限100万円、町家以外は上限70万円
- ・ 公共下水道への接続工事を行う場合は、上限30万円（補助率1/3）を加算

必要書類

- ・ 補助金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）
- ・ 空き家の所有者が分かる資料（資産証明書等）
- ・ 補助対象事業に係る見積書の写し など

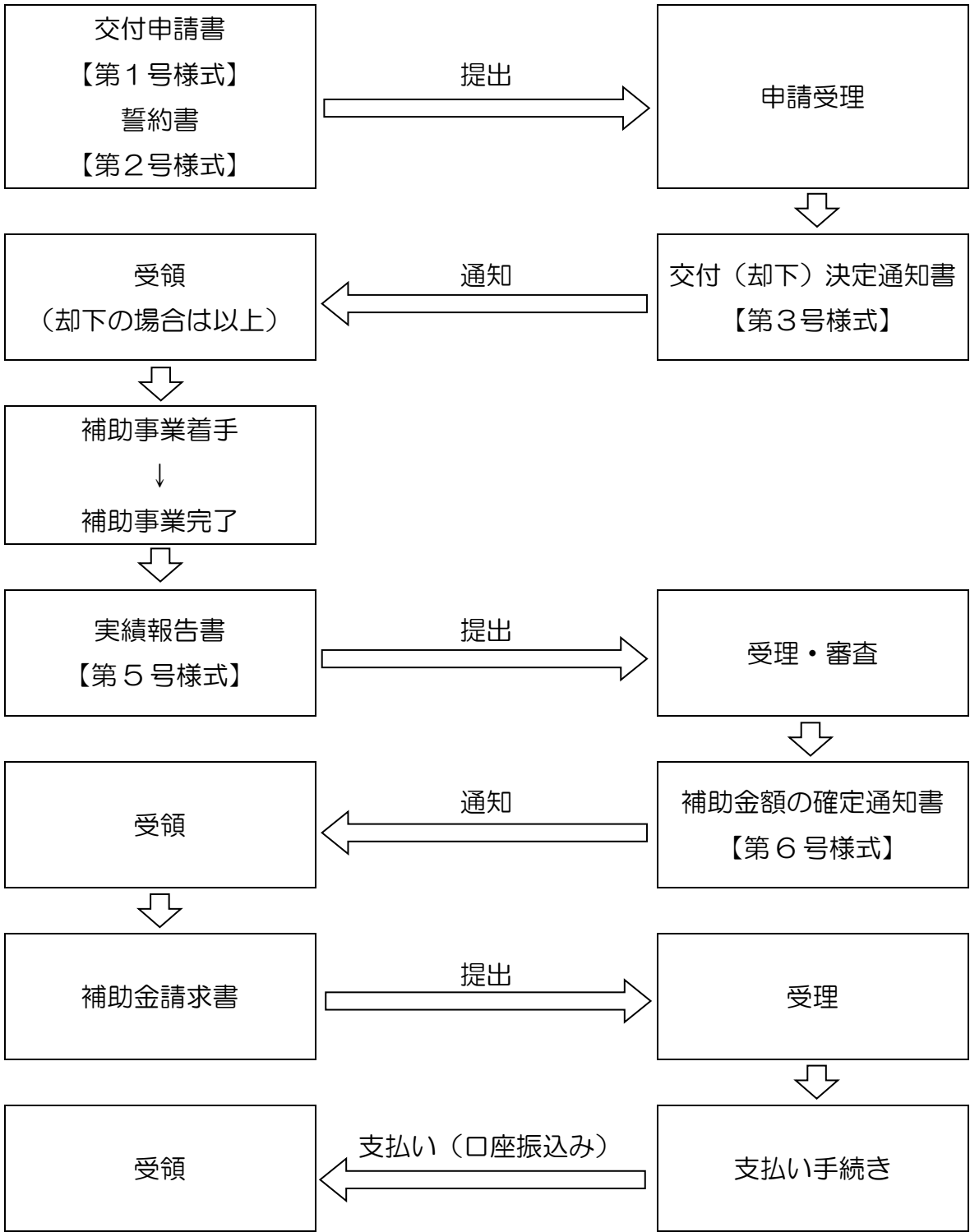
留意いただくこと

- ・ 空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されている空き家が対象です。
- ・ 事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・ 施工業者は、市内に本社を有する住宅関連業者または当該住宅の建築工事を施工した元請業者に限りま。
- ・ 補助金の交付は、一の空き家につき1回を限度とします。
- ・ 詳細は、交付要綱をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

申請者

市長



まちなか居住推進事業補助金 (空き店舗等の利活用支援)

〈問い合わせ先〉
産業政策課
商業・中心市街地活性化推進室
電話：025-520-5734（直通）

まちなかの空き家・空き店舗を商業施設や事務所とするためのリフォーム工事に要する経費の一部を支援します。

対象者

次の条件を全て満たす人及び団体

- ・ 補助対象区域内の移転でないこと
- ・ 過去に営業していた同一店舗における事業ではないこと
- ・ 空き店舗等の改装に関し、他の補助金等を受けていないこと
- ・ 市税を完納していること

補助額、補助率

- ・ 1 階店舗等…改装費及び設計費の合計額の 1/2*（上限 100 万円）
 - ・ 2 階等店舗等…改装費及び設計費の合計額の 1/4*（上限 50 万円）
- *1,000 円未満の端数は切り捨て

必要書類

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 資金計画書
- ・ 改装に係る見積書の写し（2 以上の市内の施工業者のもの） など

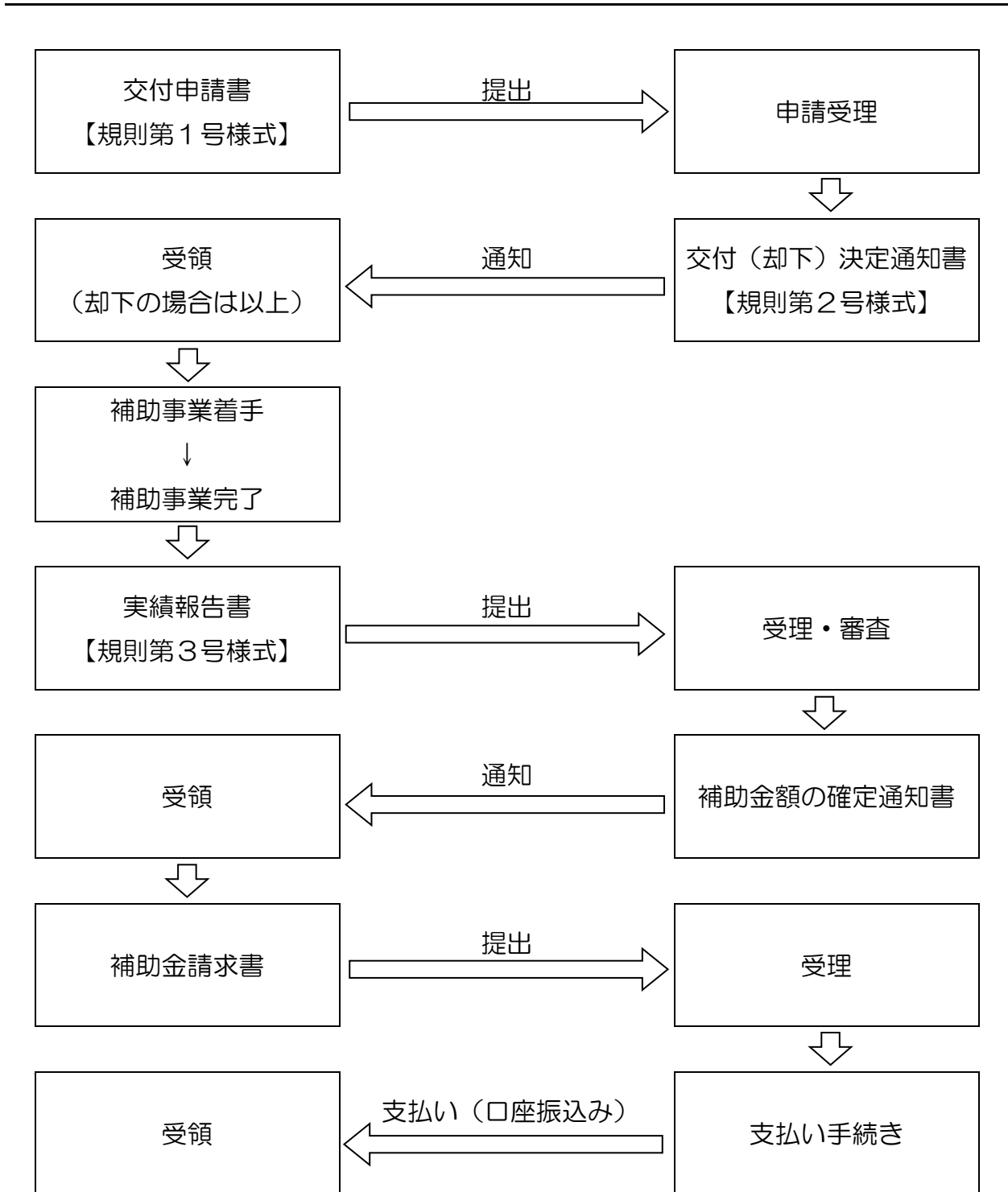
留意いただくこと

- ・ 空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されている空き家・空き店舗が対象です。
- ・ 上越市中心市街地における空き店舗等利用促進補助金の対象区域は、本補助金の対象区域から除きます。
- ・ 1 週間に 5 日以上営業し、営業日には午前 9 時から午後 7 時までの間に 4 時間以上営業してください。
- ・ 開店後、3 年以上営業することが条件となります。
- ・ 事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・ 補助金の交付は、一の補助対象者につき、一の年度当たり 1 回を限度とします。
- ・ 詳細は、交付要綱及び募集要領をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

申請者

市長



まちなか居住推進事業補助金

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

(町家のリフォーム支援)

町家の居住環境及び地区防災の向上を図るため、リフォーム工事に要する経費の一部を支援します。

対象者

次の条件を全て満たす人又は団体

- 補助対象区域内に町家を所有していること
- 市税を完納していること
- 補助金交付後、10年以上居住する意思を有すること
- 町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること

補助対象経費

- ・ 施工業者に発注するリフォーム工事で、費用が50万円以上のもので次の各号のいずれかに該当する工事
 - (1) 必須工事 耐震補強工事 又は 防火・耐火工事
 - (2) 任意工事 次に掲げる工事のうち、必須工事とあわせて実施する工事
 - ㊦ 住宅の一部の改築、増築又は減築工事
 - ㊧ 外壁工事、屋根工事、空き家の耐久性を高める工事
 - ㊨ バリアフリー化、床暖房等、空き家の居住性を良好にするための工事
 - ㊩ ユニットバス、トイレ等の設置等、空き家の衛生上必要な工事
 - ㊪ その他市長が必要と認める工事

補助額、補助率

- ・ 補助対象経費の 1/2
(1,000円未満の端数は切り捨て。上限 100万円)
※¹ 子育て世帯の場合は 1/2 (上限 130万円)
※² 子育て世帯又は移住者で空き家を購入して 1 年以内の場合は、対象経費から補助金額を差し引いた額の 1/2 を超えない額の加算あり※
- ・ 公共下水道への接続工事を行う場合は、上限 30 万円 (補助率 1/3) を加算

※まちなか居住推進事業補助金(空き家の購入支援)等を併用する場合、加算の上限額があるため、市へお問い合わせください。

必要書類

- ・ 補助金交付申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)
- ・ 住宅の所有者が分かる資料(資産証明書等)
- ・ 補助対象事業に係る見積書の写し など

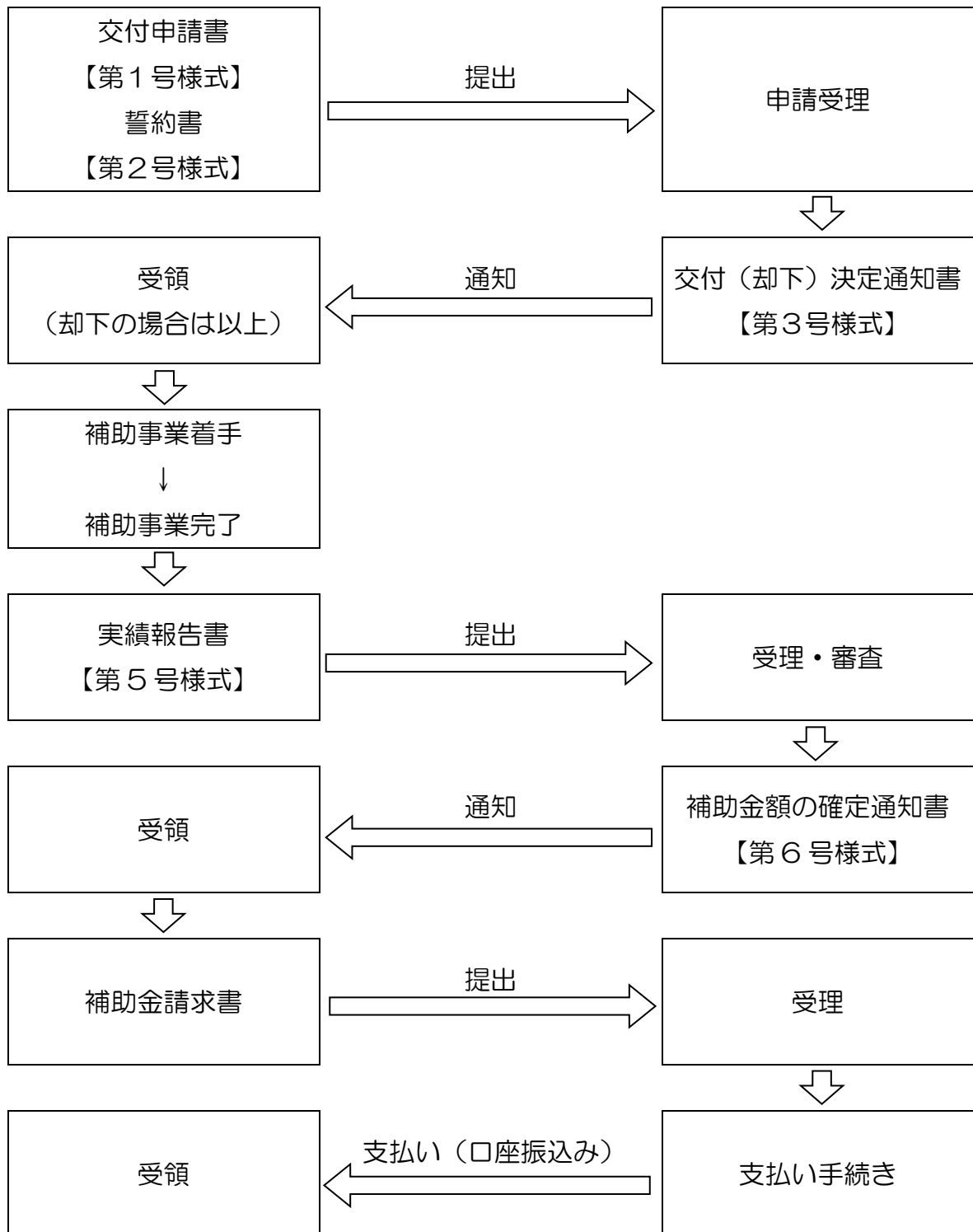
留意いただくこと

- ・ 事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・ 施工業者は、市内に本社を有する住宅関連業者または当該住宅の建築工事を施工した元請業者に限ります。
- ・ 補助金の交付は、一の町家につき1回を限度とします。
- ・ 詳細は、交付要綱をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

申請者

市長



まちなか居住推進事業補助金

(町家の建替え支援)

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

町家の居住環境及び地区防災の向上を図るため、建替え工事に伴う解体等に要する経費の一部を支援します。

対象者

次の条件を全て満たす人又は団体

- 補助対象区域内に町家を所有していること
- 市税を完納していること
- 補助金交付後、10年以上居住する意思を有すること
- 町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること

補助対象経費

・ 施工業者に発注する以下の工事

① 町家を解体する工事費

※新たに雁木付き町家又は雁木相当幅の通行人の歩行空間を確保した町家を建築するために当該敷地内に存する町家を解体する工事

② ①の工事に伴う隣家の外壁復旧工事費

補助額、補助率

① 補助対象経費の1/2（1,000円未満の端数は切り捨て。上限100万円）

※¹子育て世帯の場合は上限130万円

※²子育て世帯又は移住者で空き家を購入して1年以内の場合は、対象経費から補助金額を差し引いた額の1/2を超えない額の加算あり

② 補助対象経費の1/2（1,000円未満の端数は切り捨て。上限25万円/壁面）

※ 公共下水道への接続工事を行う場合は、30万円（補助率1/3）を加算

必要書類

- ・ 補助金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）
- ・ 住宅の所有者が分かる資料（資産証明書等）
- ・ 補助対象事業に係る見積書の写し など

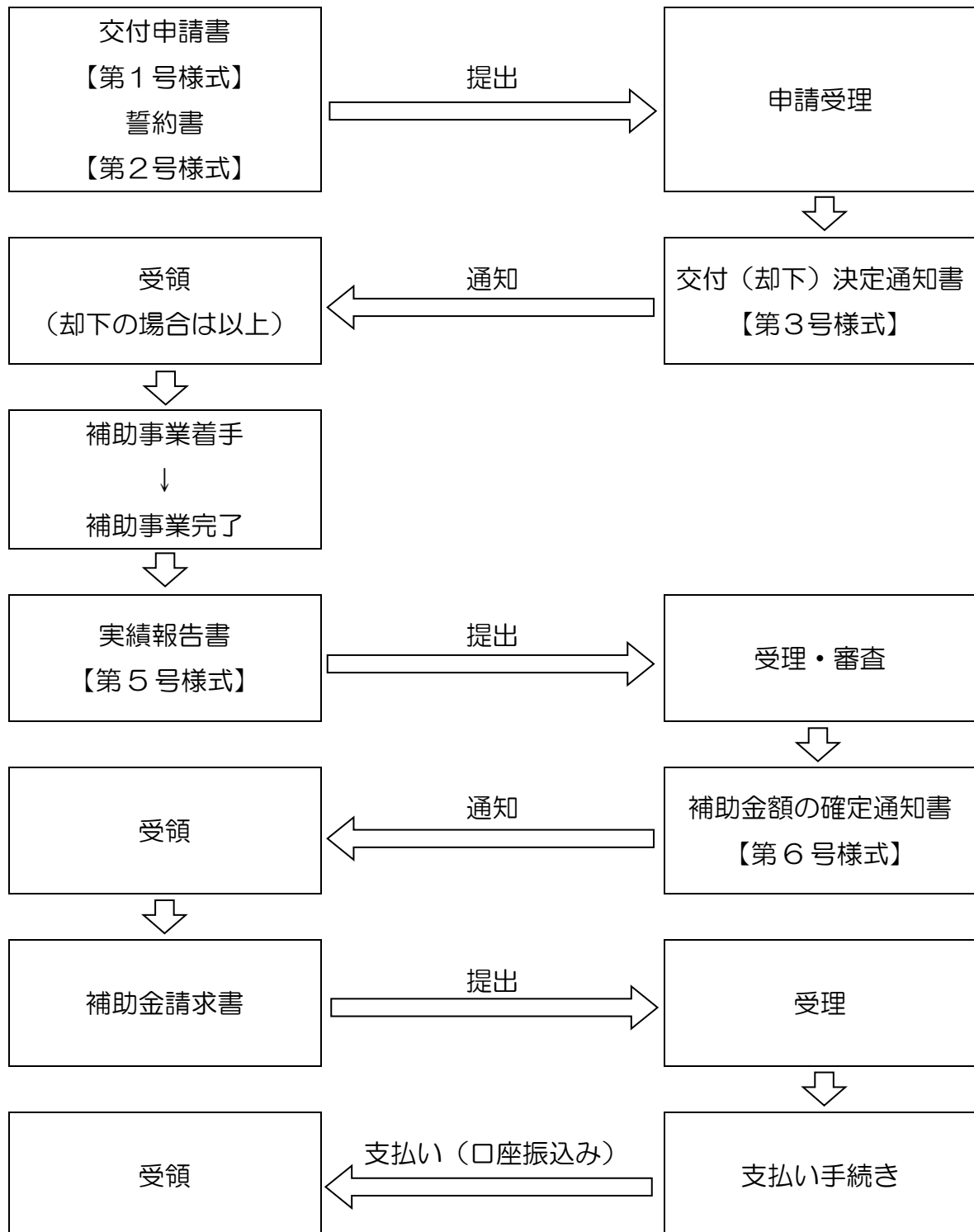
留意いただくこと

- ・ 事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・ 施工業者は、市内に本社を有する住宅関連業者または当該住宅の建築工事を施工した元請業者に限ります。
- ・ 補助金の交付は、一の補助対象者につき1回を限度とします。
- ・ 詳細は、交付要綱をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

申請者

市長



まちなか居住推進事業補助金 (雁木通りの街なみ形成支援)

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

歴史的な街なみの保存及び継承を図り、良好で魅力的な街なみを形成するため、修景事業に要する経費の一部を支援します。

対象者

次の条件を全て満たす人又は団体

- 補助対象区域内に住宅等を所有していること
- 市税を完納していること

補助対象経費

施工業者に発注する以下の工事

- ・ 雁木及び雁木下の歩行面の整備費、修景費、除却費
- ・ 外観（道路に面する部分に限る）の住宅等修景費、建築設備等修景費
- ・ 屋根の住宅等修景費

補助額、補助率

- ・ 修景事業に要する経費の5/6（1,000円未満の端数は切り捨て）
- ・ 雁木及び雁木下の歩行面に係る整備費、修景費の補助上限額は30万円/m

事業要望

- ・ 補助金の申請を予定する人は、建築工事等に着手する年の前年5月31日までに、事業要望書（別記第1号様式）を提出してください。

事業要望に必要な書類

- ・ 補助金事業要望書（別記第1号様式）
- ・ 補助対象事業に係る見積書の写し
- ・ 住宅等の所有者が分かる資料（資産証明書等） など

留意いただくこと

- ・ 施工業者は、市内に本社を有する住宅関連業者又は当該住宅の建築工事を施工した元請業者に限ります。
- ・ 事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・ 交付決定は、予算の範囲内及び事業要望額の範囲内となります。
- ・ 詳細は、交付要綱及び事務取扱要領をご確認ください。

事業要望から支払いまでの流れ

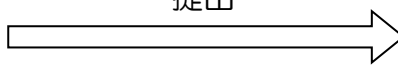
申請者

市長

(工事の前年度)

<4月1日~5月31日>
 事業要望書
 【別記第1号様式】

提出



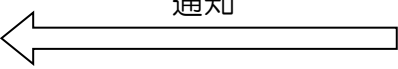
要望受理



(工事の施工年度)

受領

通知

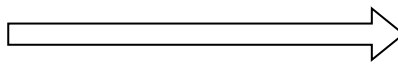


<4月>
 回答書
 【別記第2号様式】



交付申請書
 【第1号様式】

提出

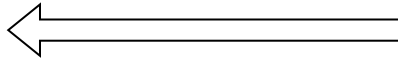


申請受理



受領
 (却下の場合は以上)

通知



交付(却下)決定通知書
 【第2号様式】

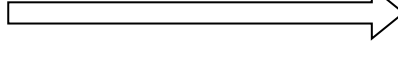


補助事業着手
 ↓
 補助事業完了



実績報告書
 【第4号様式】

提出

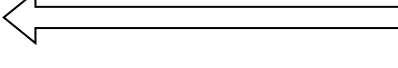


受理・審査



受領

通知

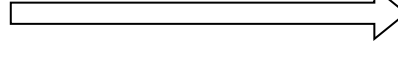


補助金額の確定通知書
 【第5号様式】



補助金請求書

提出

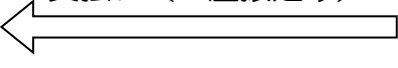


受理



受領

支払い(口座振込み)



支払い手続き